

大分類B—林業，狩猟業

総 説

この大分類には，森林ぶ育(撫育)，伐木，薪および木炭の製造，樹脂，樹皮，その他の林産物の採集および林業に直接関係するサービス業務ならびに野生動物の狩猟などに従事する事業所が分類される。

中分類 06—林 業

総 説

この中分類には、森林ぶ育(撫育)、伐木、薪および木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集および林業に直接関係するサービス業務に従事する事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

061 育 林 業

0611 育 林 業

将来直接利用するために山林所有者により保有されている山林で、その山林に対し、林木の造林ぶ育(撫育)が主要作業である事業所をいう。

○私有林経営業；山林を經營する都道府県および市町村の事業所；營林局；營林署；山持植林業；漆樹栽培業；竹林業(たけのこ栽培を除く)；森林業；薪炭林経営業；造林業；植林請負業；山林植栽業；桐栽培業；油桐栽培業；足場丸太林経営業；パルプ材育林業；枕木育林業；山林業

×林野庁[9711]；林業試験場[9373]；大学演習林[904]；たけのこ栽培業[0131]

062 製薪業、木炭製造業

0621 製 薪 業

直営および請負による薪の切出製造をおこなう事業所をいう。ただしガス薪の製造は大分類F〔2219〕に分類される。

○薪伐出製造業；薪請負製造業

×ガス薪製造業[2219]

0622 木 炭 製 造 業

主として木炭を製造する事業所をいう。ただし他人に雇われて木炭を製造する焼子は事業所としない。

○炭焼業(焼子を除く)；製炭会社；炭焼請負業；炭賃焼業；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業

中分類06—林 業

063 木材伐出業

0631 木材伐出業

伐木業または伐木と運材とを兼ね営む事業所をいう。

○伐木業；木材伐出業；伐木運材業；伐木運材請負業

×貨物自動車運送業〔631〕；製材業〔2211〕

069 その他の林業

0699 その他の林業

その他の林業および林業に直結するサービス業を営む事業所をいう。

本分類には森林内における樹脂、樹皮の採集、きのこ採集、堅果、果実などの採集が含まれ、山林種苗業も含まれる。

○松脂採取業；うるし採取業；うるしかき(漆掻)業；松根うるし取業（森林内でおこなう松根油蒸りゆうを含む）；杉皮採取業；しゆろ(棕櫚)皮はぎ業；天然きのこ採取業；とうづる(籐莖)採取業；あけびつる採取業；樹皮採取業；松たけ採取業；林木種子採取業；林内種実採取業；粗製しょうのう採取業；コルク皮採取業；野草採取業(薬草、山菜など)；造林用種苗業；山林苗ほ(苗圃)業；枝下し業；枝打業；下刈業；山番業；ささ(笹)採取業；そだ採取業；竹皮採取業；かや(萱)採取業；網場業；しば採取業；五倍子採取業；松葉採取業

中分類 07—狩 猟 業

総 説

この中分類には、主として狩猟、わなかけなどをおこなう事業所が分類される。毛皮用または食用のための野獣を捕かくしたり、食用野鳥をとることを主な業務とするもの、害鳥獣の捕かくを主な業務とするものは本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

071 狩 猟 業

0711 狩 猟 業

主として狩猟、わなかけなどをおこなう事業所をいう。毛皮用または食用のための野獣を捕かくしたり、食用野鳥をとることを主な業務とするもの、害鳥獣の捕かくを主な業務とするものは本分類に含まれる。

○狩猟業； わなかけ業； 猟師業； かすみあみ業